

# 第1章

## 計画策定の基本方針



## 第1節 計画策定の意義

本町は「協働」「情報」「人育て」をキーワードとした第5次佐呂間町社会教育中期計画（平成18年度～平成22年度）に基づき、生涯学習の環境づくりを様々な教育機能の関連性を考慮し、総合的に整備拡充すべく推進してまいりました。

本町においても少子高齢社会の進行は確実にその速度を早め、私たちの生活や将来への不安を増大させています。このような時代の流れの中、不安を解消するためには地域のつながりが大切であり、郷土（ふるさと）の豊かな自然・環境を守っていくことも私たちにとって大事な役割でもあります。

今後も、これまで以上に「学ぶこと」の楽しさ、「生きること」の喜びや大切さを認識し合い、生涯にわたって主体的に学習することが重要となっており、社会教育は多様化、高度化、専門化していく住民の自発的な学習活動を積極的に支援・援助していくことが課題となっています。

このために、第5次までの社会教育中期計画の実績と課題を踏まえ、第4期佐呂間町総合計画と整合性を図り、生涯学習の観点に立った社会教育の推進計画を策定することといたしました。

## 第2節 計画策定の基本的な考え方

本計画は、第5次社会教育中期計画の反省と評価に基づき、社会教育推進上の基本的な課題を明確にしながら、急激な社会構造の変化に対応すべく、町民の多様化・高度化する学習活動の奨励・援助や、自主的・主体的学習活動を支援していくため、社会や施設、機関や団体等の持つ様々な教育機能の連携・協力を推進し、社会教育目標の具現化を基本方針として計画を策定しました。

### 第3節 計画の性格と位置づけ

本計画は、生涯学習社会の実現を図るため、次の点に配慮して現状、課題、課題解決のためこれからの方向性を体系的に位置づけるものです。

- (1) 「佐呂間町民憲章」の精神を指標とする。
- (2) 「佐呂間町教育目標」「佐呂間町社会教育目標」の具現化を図る。
- (3) 「第4期佐呂間町総合計画」との整合性を図る。
- (4) 町民の意識や、学習要求を的確に把握し、計画に反映させる。
- (5) 家庭、学校、地域などと相互に連携・協力し、それぞれの持つ教育機能の活性化を図る。

### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

本計画は、今後5年間の「人づくり」「文化」「学習支援」の3つの分野、10の領域にわたる推進の方向性を示し、これに基づき単年度の事業計画を立て社会教育を推進しますが、社会状況の変化が著しい時代であり、変化に応じた柔軟な取り組みで対応することが必要となります。

### 第5節 計画の構成

本計画は、3章から構成されています。

第1章の「計画策定の基本方針」では、本計画の意義や基本的な考え方、第4期町総合計画や第5次中期計画等との関連、計画の期間を明らかにしています。

第2章の「社会教育目標と計画の骨格」では、本町の社会教育目標や第6次社会教育中期計画のキーワード等を解説しています。

第3章の「社会教育の現状と課題、方向性」では、子育て、育ち、学び、生きがいづくり、健康づくり・スポーツ、芸術・文化、文化財、施設、情報・制度、団体支援の10の領域に分け、今後5年間の進むべき方向性を明らかにしています。